

令和6年度 集団指導

【施設入所支援】 【共同生活援助】 【短期入所】

川口市 福祉部 福祉監査課 指導第1係

目次

施設入所支援 & 共同生活援助

- 地域連携推進会議の設置
- 新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携
- 障害者支援施設等感染対策向上加算
- 新興感染症等施設療養加算

施設入所支援

- 一般原則の見直し
- 地域移行等意向確認担当者の選任等
- 基本報酬の定員区分の見直し
- 地域移行支援体制加算
- 地域移行促進加算
- 夜間看護体制加算
- 通院支援加算
- 夜勤職員配置体制加算

共同生活援助

- 基本報酬区分の見直し
- 人員配置体制加算
- 日中支援体制加算
- 自立生活支援加算
- 退去後の支援

短期入所

- 基本報酬の見直し
- 地域生活拠点である場合の加算の見直し
- 医療的ケア対応支援加算
- 重度障害児・障害者対応支援加算

【施設入所支援】【共同生活援助】 共通

- 地域連携推進会議の設置
- 新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携
- 障害者支援施設等感染対策向上加算
- 新興感染症等施設療養加算

支援の質の確保

地域連携推進会議の設置

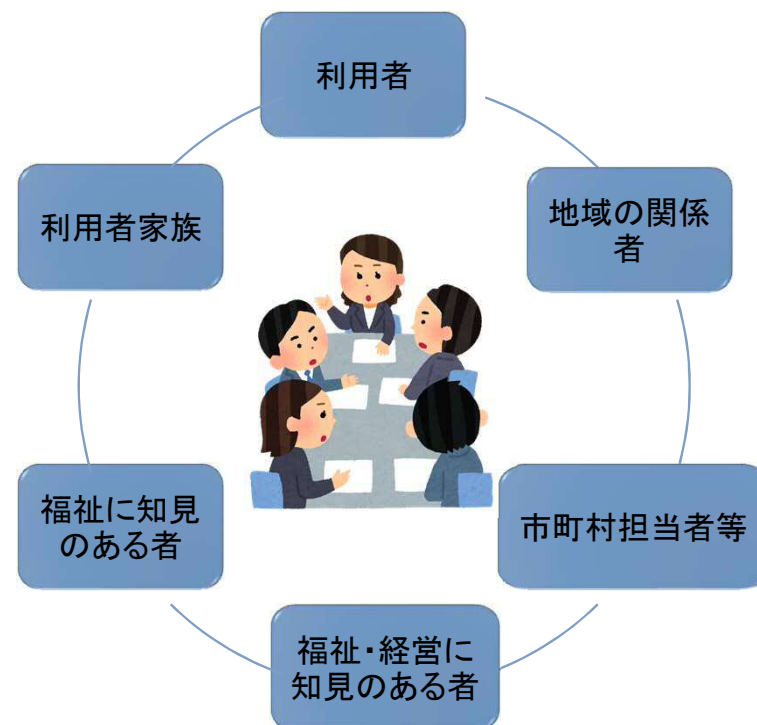
◆地域連携推進会議とは

- 地域の関係者を含めた外部の方が参画し、施設と地域等が連携することにより地域との関係づくりやサービスの透明性・質の確保、利用者の権利擁護等を実現するための会議体。
- 利用者及びその家族、地域住民の代表者、福祉や経営について知見を有する方や市町村の担当者などにより構成。

施設入所支援

共同生活援助

会議の構成例



支援の質の確保

施設入所支援

共同生活援助

地域連携推進会議の設置

- ① 年1回以上、事業所の運営状況を報告するとともに必要な要望、助言等を聴く機会を設けること。

議事録は5年間保存すること

- ② 会議での報告・要望・助言等についての議事録を作成、公表すること。
- ③ 年1回以上、構成員が事業所を見学する機会を設けること。

複数の共同生活住居（サテライトを含む）を設置している場合は、住居ごとに見学する機会を設けること

令和7年3月31日までは努力義務

医療機関との連携強化・感染症対応力の向上

施設入所支援

共同生活援助

新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携

◆運営基準の見直し

- 第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない（努力義務）。

【取り決め内容】

診療、相談、入院の要否の判断、入院調整等

- 協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合には、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない（義務）。

第二種協定医療機関とは・・・発熱外来や自宅療養者等に対する医療の提供を行う医療機関として都道府県知事が指定した病院、診療所など

医療機関との連携強化・感染症対応力の向上

施設入所支援

共同生活援助

障害者支援施設等感染対策向上加算Ⅰ・Ⅱ（新設）

障害者支援施設等感染対策向上加算（Ⅰ）

以下の①から③までのいずれにも適合するものとして市に届け出た指定施設入所支援等

- ① 第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保していること
- ② 感染症の発生時に、協力医療機関等と連携し適切に対応することが可能であること
- ③ 医科診療報酬点数表の感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関が行う院内感染対策に関する研修又は訓練に1年に1回以上参加していること

障害者支援施設等感染対策向上加算（Ⅱ）

感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、3年に1回以上施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けている場合

医療機関との連携強化・感染症対応力の向上

施設入所支援

共同生活援助

新興感染症等施設療養加算（新設）

- 入所者が別に厚生労働大臣が定める感染症(※)に感染した場合に、相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保している指定障害者支援施設等において、当該入所者に対し、適切な感染対策を行った上で、指定施設入所支援等を行った場合に、**1月に1回、連続した5日を限度として**所定単位数を加算する。

※別に厚生労働大臣が定める感染症については、今後のパンデミック発生時に必要に応じて指定。

【施設入所支援】

- 一般原則の見直し
- 地域移行等意向確認担当者の選任等
- 基本報酬の定員区分の見直し
- 地域移行支援体制加算
- 地域移行促進加算
- 夜間看護体制加算
- 通院支援加算
- 夜勤職員配置体制加算

地域移行を推進するための取り組みの推進

施設入所支援

指定障害者支援施設等の一般原則の見直し

- 利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の地域生活への移行に関する意向を把握し、当該意向を定期的に確認するとともに、地域生活支援拠点等又は相談支援事業者と連携を図りつつ、利用者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講じなければならない。
- 利用者の当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握するとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向を定期的に確認し、相談支援事業者と連携を図りつつ、必要な援助を行わなければならない。

地域移行を推進するための取り組みの推進

施設入所支援

地域移行等意向確認担当者の選任等【新設】

- すべての入所者に対して地域生活への移行に関する意向や施設外の日中活動系サービスの利用の意向について確認し、本人の希望に応じたサービス利用になるようにしなければならない。

地域移行等意向確認担当者の選任

- 地域移行等意向確認は、担当者が中心となり、少なくとも6月に1回以上は行うことが望ましい。
- サービス管理責任者又は相談支援体制や障害福祉サービス提供体制に知識を有する者を選任することが望ましい。
- 地域移行等意向確認等に関する指針に基づき、地域移行等意向確認等を実施し、アセスメントの際に把握又は確認した内容をサービス管理責任者に報告するとともに、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議に報告しなければならない。

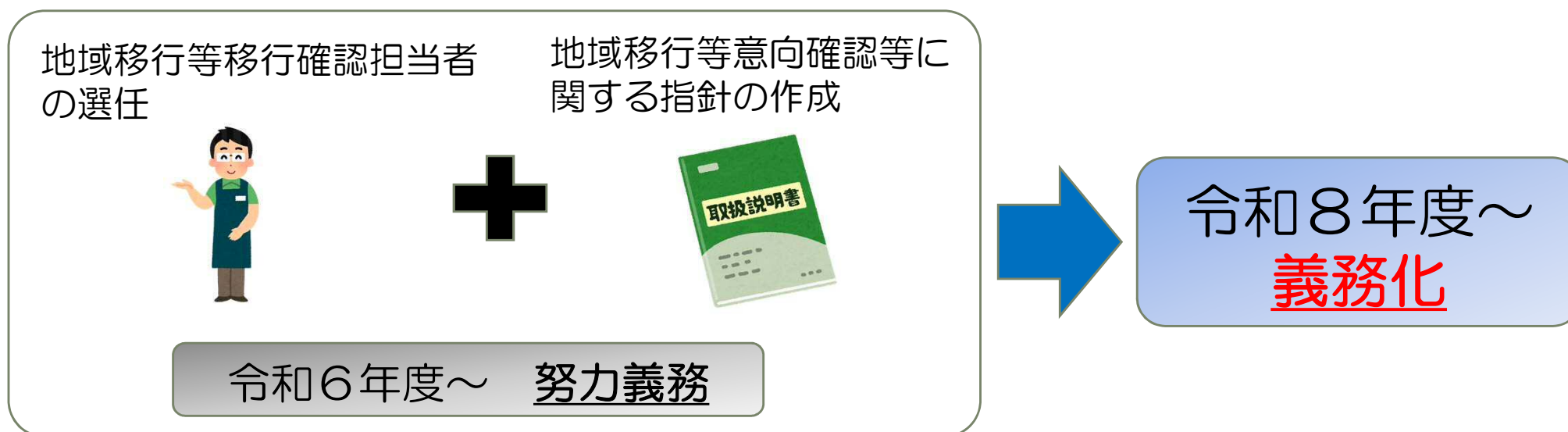
地域移行等意向確認等に関する指針

- 以下の内容を含めることが望ましい。
 - ア 地域移行等意向確認等の時期
 - イ 地域移行等意向確認担当者の選任方法
 - ウ 地域移行等意向確認等の実施方法及び実施体制
 - エ 地域における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた支援の内容
 - オ 地域の連携機関

地域移行を推進するための取り組みの推進

施設入所支援

地域移行等意向確認担当者の選任等【新設】



体制が整備されていない場合は・・・

【新設】地域移行等意向確認体制未整備減算 5単位／日
（令和8年度から減算を実施）

基本報酬の定員区分の見直し

施設入所支援

改正前

利用定員	区分6	区分5	区分4	区分3	区分2以下
40人以下	459単位	387単位	312単位	236単位	171単位
41人以上 60人以下	360単位	301単位	301単位	188単位	149単位
61人以上 80人以下	299単位	251単位	251単位	165単位	135単位
80人以上	273単位	226単位	181単位	149単位	128単位

改正後

利用定員	区分6	区分5	区分4	区分3	区分2以下
40人以下	463単位	392単位	316単位	239単位	174単位
41人以上 50人以下	362単位	303単位	240単位	189単位	150単位
51人以上 60人以下	355単位	297単位	235単位	185単位	147単位
61人以上 70人以下	301単位	252単位	202単位	166単位	137単位
71人以上 80人以下	295単位	247単位	198単位	163単位	133単位
81人以上	273単位	225単位	181単位	150単位	129単位



20人ごと
↓
10人ごと
に変更

地域生活への移行を推進するための評価の拡充

施設入所支援

地域移行支援体制加算【新設】

【要件】

- ① 前年度において、障害者支援施設等を退所し、退所から6月以上、地域での生活が継続している者（指定共同生活援助事業所等へ入居している者又は賃貸等により地域で生活している者）がいること。
- ② 前年度における障害者支援施設等の退所から6月以上、地域での生活が継続している者の実績を踏まえて、翌年度から入所定員を、障害者支援施設等を退所し、退所から6月以上、地域での生活が継続している者の人数分減少させていること。

※ 1年間を限度として1日につき所定単位数に当該利用定員の減少数を乗じて得た単位数を加算する。

地域生活への移行を推進するための評価の拡充

施設入所支援

地域移行促進加算Ⅰ・Ⅱ【新設】

改正前

体験宿泊
支援加算

改正後

地域移行促進加算Ⅰ

- 従来の『体験宿泊支援加算』が名称変更
- 市により地域生活支援拠点等に位置付けられていること
- 従来の算定要件に加えて、市や関係機関との連携担当者を1名以上配置していることを市へ届け出ていることが必要

地域移行促進加算Ⅱ

- 宿泊を伴わない地域生活への移行に向けた支援を職員が同行した上で実施
(例)・共同生活援助や生活介護等の通所事業所への見学や事業所内での食事体験
・地域の活動（自治会等の地域様々な主体が開催する催し等）
- 月に3回まで算定可能
- 指定障害者施設の昼間実施サービスの時間帯に入所者に対して実施したものについても加算対象

夜間看護体制加算の拡充

施設入所支援

夜間看護体制加算【見直し】

- 算定要件は従来と同一。
- 生活支援員に代えて複数の看護職員を配置して指定施設入所支援等の提供を行った場合、35単位に看護職員1に加えて配置した人数を乗じて得た単位数に所定単位数（60単位／日）を加えた単位数を加算。



複数の看護職員を配置した場合は、
60単位／日＋35単位／日×1を超えて配置した人数
が算定できます。

通院支援に対する評価の新設

施設入所支援

通院支援加算【新設】

- 指定障害者支援施設等に入所する者に対し、通院に係る支援を実施した指定障害者支援施設等について、**1月に2回を限度**として算定（指定障害者支援施設の昼間実施サービス※の時間帯において、入所者に対して実施したものについても加算の対象）。

※指定障害者支援施設等が提供する施設障害福祉サービスのうち施設入所支援を除いたもの。

【要件】

- 入所者が病院又は診療所に通院する際に、当該指定障害者支援施設の**職員が同行**すること。

夜勤職員体制加算の要件の緩和

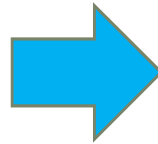
施設入所支援

夜勤職員配置体制加算【見直し】

- 入所者の動向を検知できる見守り機器を入所者数の15%以上設置している場合、夜勤職員配置体制加算の要件を緩和する。

改正前

- 前年度の利用者の数の平均値が21人以上40人以下の場合
⇒ 夜勤 2人以上
- 前年度の利用者の数の平均値が41人以上60人以下の場合
⇒ 夜勤 3人以上
- 前年度の利用者の数の平均値が61人以上の場合
⇒ 夜勤3人に、前年度の利用者の数の平均値が60を超えて40又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上



改正後

「見守り支援機器を一定数設置している場合」の要件を追加

- 前年度の利用者の数の平均値が21人以上40人以下の場合
⇒ 夜勤 1.9人以上
- 前年度の利用者の数の平均値が41人以上60人以下の場合
⇒ 夜勤 2.9人以上
- 前年度の利用者の数の平均値が61人以上の場合
⇒ 夜勤3人に、前年度の利用者の数の平均値が60を超えて40又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上
(加える数を1人に限り0.9とすることができる)

【共同生活援助】

- 基本報酬区分の見直し
- 人員配置体制加算
- 日中支援体制加算
- 自立生活支援加算
- 退去後の支援

支援の実態に応じた報酬の見直し

共同生活援助

基本報酬区分の見直し

例) 介護サービス包括型の場合

改正前

共同生活援助サービス費 (Ⅰ)

世話人の配置 4:1以上

共同生活援助サービス費 (Ⅱ)

世話人の配置 5:1以上

共同生活援助サービス費 (Ⅲ)

世話人の配置 6:1以上

共同生活援助サービス費 (Ⅳ)

体験利用

改正後

廃止

廃止

共同生活援助サービス費 (Ⅰ)

世話人の配置 6:1以上

共同生活援助サービス費 (Ⅱ)

体験利用

人員配置体制加算

基準を超えた配置を評価



各種加算

支援の実態に応じた報酬の見直し

共同生活援助

人員配置体制加算【新設】

例）介護サービス包括型の場合

	特定従業者数換算方法 による配置状況	障害者支援区分	単 位	備 考
人員配置体制加算Ⅰ	12：1	4以上	83単位	
		3以下	77単位	
人員配置体制加算Ⅱ	30：1	4以上	33単位	
		3以下	31単位	
人員配置体制加算Ⅲ	12：1	84単位		個人単位特例※
人員配置体制加算Ⅳ	30：1	33単位		個人単位特例※

※個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例の適用を受ける利用者の場合

【特定従業者数換算方法とは】

従業者の1週間の勤務延べ時間数を除するべき時間数を**40時間**として、従業者の員数に換算する方法。

事業者が定めた**所定労働時間が週40時間以下の場合でも、週40時間で換算する。**

※有給休暇や病気休暇を加配時間に含めることは不可。

支援の実態に応じた報酬の見直し

共同生活援助

日中支援加算（Ⅱ）の見直し

改正前

対象：介護サービス包括型
日中サービス支援型
外部サービス利用型

要件：生活介護等利用者が心身の状況等により、サービス利用ができないとき又は就労することができないときに、当該利用者に対し、日中に介護等の支援を行った場合であって、当該支援を行った日が1月につき2日を超える場合、3日目以降について加算



改正後

対象：介護サービス包括型
外部サービス利用型

要件：生活介護等利用者が心身の状況等により、サービス利用ができないとき又は就労することができないときに、当該利用者に対し、日中に介護等の支援を行った場合に、当該支援を行った日 1日につき加算

一人暮らし等に向けた支援の充実

共同生活援助

自立生活支援加算の拡充

改正前

自立生活支援加算

改正後

自立生活支援加算Ⅰ

- 介護サービス包括型、外部サービス利用型が対象
- 1000単位／月
- 6月間に限り算定可能

自立生活支援加算Ⅱ

- 日中サービス支援型が対象
- 500単位／月
- 従来の算定要件と同一

自立生活支援加算Ⅲ

- 介護サービス包括型、外部サービス利用型が対象
- 利用期間により単位数が変動
- 『移行支援住居』の利用者が対象

一人暮らし等に向けた支援の充実

共同生活援助

自立生活支援加算の拡充

◆自立生活支援加算 ■（介護サービス包括型・外部サービス利用型）

対象者	すでに共同生活住居に入居している利用者 （本人が居宅における単身等での生活を希望し且つ可能と見込まれる利用者）
算定期間	変更後の個別支援計画を利用者に交付した月から6月間
要件	・利用者の意向確認後、個別支援会議を開催し、個別支援計画の見直しが必要 ・一人暮らし等に向けた支援（住居の確保に係る支援、生活環境の変化に伴い必要となる情報の提供や助言、関係機関との連絡調整等）の実施が必要
その他	以下の場合にはさらに加算 ・居住支援法人又は居住支援協議会に対して、月に1回以上、利用者の住宅の確保及び居住の支援に必要な情報を共有した場合（35単位/月） ・居住支援法人と共同して、利用者に対して在宅での療養上必要な説明及び指導を行った上で、（自立支援）協議会や保険・医療・福祉等の関係者による協議の場に対し、住宅の確保及び居住支援に係る課題を報告した場合（500単位/月）

一人暮らし等に向けた支援の充実

共同生活援助

自立生活支援加算の拡充

◆自立生活支援加算Ⅲ（介護サービス包括型・外部サービス利用型）

【移行支援住居】

- 退去後に一人暮らし等への移行を希望する利用者のみが入居
- 定員2名以上7名以下、あらかじめ市へ届け出が必要
- 人員基準上配置が必要なサービス管理責任者とは別に、移行支援住居に従事するサービス管理責任者（社会福祉士又は精神保健福祉士の有資格者）を7：1以上配置（本体となる事業所や別事業所のサービス管理責任者以外の職種との兼務は可能）
- 移行支援住居を設けた場合、インターネット等を活用して公表が必要

一人暮らし等に向けた支援の充実

共同生活援助

自立生活支援加算の拡充

◆自立生活支援加算Ⅲ（介護サービス包括型・外部サービス利用型）

対象者	『移行支援住居』の利用者 （本人が居宅における単身等での生活を希望し且つ可能と見込まれる利用者）
算定期間	移行支援住居入居から3年（市が認める者については3年を超えて算定が可能）
要件	・ 移行支援住居への入居に際して、会議を開催した上で個別支援計画の作成が必要 ・ 一人暮らし等に向けた支援（住居の確保その他退去後の一人暮らし等に移行するための活動に関する相談、外出の際の同行、関係機関との連絡調整等の支援）の実施が必要 ・ 居住支援法人又は居住支援協議会に対して、定期的に、利用者の住宅の確保及び居住の支援に必要な情報を共有すること ・ 居住支援法人と共同して、利用者に対して在宅での療養上必要な説明及び指導を行った上で、（自立支援）協議会や保険・医療・福祉等の関係者による協議の場に対し、住宅の確保及び居住支援に係る課題を定期的に報告

一人暮らし等に向けた支援の充実

共同生活援助

退去後の支援

◆退去後（外部サービス利用型）共同生活援助サービス費

- グループホームを退去した利用者（**自立生活支援加算（Ⅰ）又は（Ⅲ）を算定していた者に限る**）に対し、当該利用者の居宅を訪問して要件を満たす内容の支援を行った場合に、**退去日の属する月から3月間**（引き続き支援することが必要と市が認めた利用者に対しては6月間）に限り、算定可能。

【要件】

- ・利用者の一人暮らし等への移行に当たって**会議を開催**した上で、**利用者の意向を反映した個別支援計画を作成**すること。
- ・**おおむね週1回以上**、利用者の**居宅を訪問**することにより、当該利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の把握を行い、**必要な情報の提供及び助言並びに相談**、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との**連絡調整**等の支援を実施すること。

【短期入所】

- 基本報酬の見直し
- 地域生活拠点である場合の加算の見直し
- 医療的ケア対応支援加算
- 重度障害児・障害者対応支援加算

基本報酬の見直し

短期入所

➤ **看護職員を常勤で1人以上配置**している短期入所事業所において、医療的ケアが必要な児者に対して、日中のみの支援を行った場合に算定。

福祉型強化**特定**短期入所サービス費（Ⅰ）（障害**者**向け）

（一）区分6	1,107単位／日
（二）区分5	977単位／日
（三）区分4	846単位／日
（四）区分3	784単位／日
（五）区分1及び2	715単位／日

福祉型強化**特定**短期入所サービス費（Ⅱ）（障害**児**向け）

（一）区分3	977単位／日
（二）区分2	816単位／日
（四）区分1	714単位／日

緊急時の重度障害者の受入機能の充実

短期入所

地域生活支援拠点等である場合の加算の見直し

改正前

地域生活支援拠点等として、短期入所等を行った場合に、利用を開始した日について、1日につき所定単位数に100単位を加算。

改正後

地域生活支援拠点等として、短期入所等を行った場合に、利用を開始した日について、1日につき所定単位数に100単位を加算。

加えて

市町村及び基幹相談支援センター等との連携及び調整に従事する者を1以上配置し、医療的ケアが必要な児者、重症心身障害者又は強度行動障害を有する児者に対し、短期入所等を行った場合に、利用を開始した日について、1日につき所定単位数に200単位を加算。

医療的ケア児者の受入体制の拡充

短期入所

医療的ケア対応支援加算【見直し】

重度障害児・障害者対応支援加算【見直し】

医療的ケア対応支援加算

看護職員(※)を必要とされる数以上配置した上で、医療的ケアが必要な児者に対し、指定短期入所等を行った場合に、1日につき、所定単位数を加算。

※福祉型短期入所サービスの場合
看護職員は常勤・非常勤どちらでも可

重度障害児・障害者対応支援加算

区分5もしくは区分6又は障害児支援区分3に該当する利用者の数が当該指定短期入所事業所等の利用者の数に100分の50を乗じて得た数以上である場合に、1日につき、所定単位数を加算。

福祉型短期入所サービスが対象に

横断的事項の動画も是非ご覧ください。
ご視聴ありがとうございました。